なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

(ｱ) 技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」とする者に限る。））の資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社が上記の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員についても、上記の資格を有する主任技術者を配置すること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・建設業法第７条第２号イ又はロのいずれかに該当する者であること（建設業法第７条第２号イに規定する学科は建築学、機械工学又は電気工学に関する学科とする。）。

・１級建築施工管理技士、１級電気工事施工管理技士又は１級管工事施工管理技士の第１次又は第２次検定合格後、機械器具設置工事に関し３年以上の実務経験を有すること。

・２級建築施工管理技士、２級電気工事施工管理技士又は２級管工事施工管理技士の第１次又は第２次検定合格後、機械器具設置工事に関し５年以上の実務経験を有すること。

・建設業法第７条第２号に規定する実務経験は機械器具設置工事に限り、実務経験証明書を提出すること。

(ｲ) 平成22年度以降に、上記イ本文に掲げる据付工事の経験を有する者であること。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者については、平成22年度以降に、排水機場又は揚水機場機械設備の据付工事の経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

工場製作において配置する技術者については、上記イ本文に掲げる製作工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

(ｳ) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（機械器具設置工事業）及び監理技術者講習修了履歴を有する者であること。

エ 詳細設計に係わる技術者として、次の基準のいずれかを満たす者を配置するものとする。

なお、詳細設計技術者は主任技術者又は監理技術者と兼務することができる。

(ｱ) 機械器具設置工事にあっては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」とするものに限る。））の資格を有する者又は建設業法第７条第２号イ又はロのいずれかに該当する者であること（建設業法第７条第２号イに規定する学科は建築学、機械工学又は電気工学に関する学科とする。）。

(ｲ) ＲＣＣＭ（機械）の資格を有する者。

(6) 出資比率は、全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(7) 代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

7 競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

8 資格審査申請書類

(1) 提出書類及び提出部数

ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体） １部

イ 特定建設工事共同企業体協定書（写し） １部

(2) 申請書類の作成に用いる言語 日本語

(3) 申請書類の入手方法 申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

9 資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10 その他

(1) 共同企業体の名称は、石狩川改修附帯工事の内 北村幹線揚水機場機械設備製作据付工事○○・△△・××共同企業体とする。

(2) 共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局札幌開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

(3) 申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア 北海道開発局事業振興部工事管理課

イ 北海道開発局札幌開発建設部契約業務課

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和７年７月18日

参議院庶務部会計課長 上村 隆行

◎調達機関番号 002 ◎所在地番号 13

1 調達内容

(1) 品目分類番号 71、27

(2) 購入等件名及び数量 参議院情報ネットワークシステムに係る設計・構築・運用・機器の賃貸借及び保守一式

2 意見の提出方法等

(1) 意見の提出期限 令和７年８月７日17時（郵送の場合は必着のこと。）

(2) 電子調達システムのＵＲＬ、意見の提出場所及び問合わせ先

・調達ポータル
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/

・〒100―0014 東京都千代田区永田町１―11―16 参議院事務局庶務部会計課契約係 電話03―5521―7507

・電子メール
kaikei-keiyaku@sangiin-sk.go.jp

3 仕様書案の交付

(1) 交付期間 令和７年７月18日から令和７年８月７日まで。

(2) 交付場所 電子調達システムによりダウンロードにて交付する。なお、電子調達システム利用以外の方法で交付を希望する場合は、上記２(2)において、紙又は電子データで交付する。

4 仕様書案の説明会

(1) 開催日時 令和７年７月25日14時

(2) 開催場所 参議院第二別館（東棟）１Ｆ会計課会議室

(3) 参加申込 仕様書案の説明会に参加を希望する者は、出席予定者を令和７年７月24日正午までに上記２(2)の場所に連絡すること。

5 Summary

(1) Classification of the services to be procured : 71, 27

(2) Nature and quantity of the products to be required : Design, construction, operation, rental and maintenance of the information network systems for the House of Councillors, 1 set.

(3) Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 p.m. August 7, 2025

(4) Contact point for the notice : Contract Section, Accounts Division, General Affairs Department, House of Councillors, 1―11―16 NagataCho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―0014 Japan. TEL 03―5521―7507

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和７年７月18日

関東地方整備局副局長 森 信哉

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 14

○第21号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 77、29

(2) 調達件名及び数量 令和７年度東京国際空港Ｄ滑走路動態観測装置更新業務 １式

2 意見の提出方法

(1) 意見の提出期限 令和７年８月７日12時00分（郵送の場合は必着のこと。）

(2) 提出先 〒231―8436 横浜市中区北仲通５―57 関東地方整備局総務部経理調達課契約管理係 野口 錠二 電話045―211―7413